

# 部活動運営計画

嬉野市立大野原中学校

はじめに

スポーツは世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっている。特に、心身の成長の過程にある中学生にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである。

この理念を踏まえ、以下の通り『大野原中学校部活動運営計画』を策定し、実施する。

## 1. 効果的・計画的な指導のために

- (1) 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で部活動の目標、指導の在り方を考える。
- (2) (1)の目標、指導の在り方については、保護者等に対して積極的に説明し、理解が得られるよう努める。
- (3) 夏季の部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の注意報・警報が発令された場合には、屋外の活動を原則として行わない等の対策を講じる。
- (4) 顧問教員の状況や生徒のニーズ等によっては、当該スポーツ種目の技術的な指導のために技能を有する人材を外部指導者に任命し、指導体制の整備を図る。
- (5) 外部指導者を招聘した場合、顧問の教員は、外部指導者に適切な指示を行うなど、指導を外部指導者に任せ切りとならないよう留意する。
- (6) 部の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法など、最新の指導方法を積極的に取り入れ、生徒の発達段階に応じた活動を行うとともに、適切な休養をとりながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- (7) 必要に応じてスポーツドクターやトレーナー等を招聘し、健康管理等についての研修会を開き、教職員だけでなく、広く保護者の啓蒙も含め、正しい知識を学ぶ。

## 2. 指導・運営に係る体制の構築のために

- (1) 部活動指導員を活用する場合、校長は部活動指導員が学校教育について理解し、適切な指導を行えるよう佐賀県教育委員会が実施する研修を受けさせるなど、研修の機会を設ける。
- (2) 校長は、顧問の決定に当たり、校務全体の効率的・効果的な運営、教諭等の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。
- (3) 校長は、設置する部について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の指導者(教諭等、部活動指導員、外部指導者)を配置するよう努める。

- (4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教諭等の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (5) 校長は、国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (6) 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じ、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化環境整備に向け、社会教育活動への学校施設開放事業等を推進する。

### 3. 実施に当たって

#### (1) 活動終了時刻

期 間	下校完了時刻	期 間	下校完了時刻
4月	18:30	10月下旬	17:45
5月	18:45	11月中旬	17:30
6月, 7月	19:00	1月中旬	17:45
9月	18:30	2月上旬	18:00
10月上旬	18:15	2月下旬	18:15
10月中旬	18:00	3月	18:30

①平日の活動終了時刻は上記のとおり。

②授業が午前中までの場合は16:30までに活動を終了する。

#### (2) 長期休業中の活動

①長期休業中は学校の計画に従って活動する。部長は、初めと終わりの時刻等を必ず管理職または教職員に連絡する。

#### (3) 申し合わせ事項

①週休日、祝祭日等の活動は顧問教師・部活動指導員の指導、監督のもとで行う。

②週休日、祝祭日等の対外試合等については、事前に教頭に連絡する。

③各部ごとに月別活動計画を作成し、事前に教頭に提出する。

④顧問は生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意し、いかなる場合においても体罰を加えてはならない。

⑤始業前、昼休みの活動は、原則として禁止する。

#### (4) 部活動の留意事項

①顧問教師不在の場合は、部長（キャプテン）が事前に練習内容の指示を受け、危険な活動はしない。

②用具等の準備や後始末は役割分担を決め、部員全員で行う。

- ③顧問教師の許可なく、部費・その他の金銭徴収を行ってはいけない。
- ④活動場所及び部室等の掃除は、週1回は必ず実施する。ただし、必要に応じ、顧問の指導により随時行うこともある。
- (5) 部活動停止について
  - ①正当な理由がなく、下校時刻を守れなかった場合。
  - ②顧問教師の許可なく、部費・その他の金銭徴収を行った場合。
  - ③飲食物の持ち込みや、買い食い等をした場合。
  - ④部活動で使用する施設、用具等の管理状況が著しく悪い場合。
  - ⑤その他、学校の規則を守らなかった場合。
- (6) 対外試合について
  - ①対外試合については、事前にしっかりとした計画を立て、顧問の責任で行う。交通事故等絶対にないように、十分気をつけること。
  - ②学校間でのトラブルが発生しないよう、十分気をつけること。

#### 4. 適切な休養日等の設定について

##### (1) 休養日及び活動時間等の基準

###### ①休養日

○学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

- ・平日に少なくとも1日、また、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）に少なくとも1日以上休養日を設ける。週末に大会・試合・コンクール等（以下「大会等」という）への参加等で活動した場合は、休養日を平日に振り替える。
- ・長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。ただし、長期休業の趣旨を鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等を含め、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期休養期間を設定する。
- ・部として、目標とする重要な大会等<sup>1</sup>の直前の時期には、当該大会を含む4週間の期間で休養日を合計8日以上確保し、直前の時期の週当たりの休養日を1日とすることができる。

###### ②嬉野市における共通の「部活動の休養日」

- ・毎月第3日曜日…佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」
- ・毎週水曜日…嬉野市教育委員会が定める「市内一斉部活動休養日」
- ・嬉野市教育委員会が定める「学校閉庁日」

<sup>1</sup> 部活動として目標とする重要な大会等とは（嬉野市教育委員会規準）、

- ①中学校体育連盟が主催又は共催する大会
- ②日本スポーツ協会加盟団体が主催又は共催する上位大会（県・九州・全国大会）につながる大会
- ③中学校体育連盟加盟団体が主催又は共催する大会に向けて必要と認める（シード権に関わる）大会
- ④全国吹奏楽連盟等が主催又は共催する大会・コンクール
- ⑤部として年間計画の中で目標とする重要な大会等であって、校長が認定する大会

- ・年末年始その他の日について、年間で1週間程度、学校全体としての休養日を設定する。

③参加する大会等の見直し

- ・校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ・校長及び顧問は、原則として、大会等への参加によって週末2日とも活動することが連続週にわたることがないように配慮する。
- ・嬉野市立学校においては、県大会規模の大会等については、年4回程度の参加を目安とする。